

第 3 6 号議案

足立区まちをきれいにする条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区まちをきれいにする条例の一部を改正する条例
足立区まちをきれいにする条例（平成 9 年足立区条例第 2 5 号）の一
部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例

第 1 条中「まちの美化」を「喫煙による火傷その他の被害の防止及び
まちの美化」に、「ごみの散乱防止、犬の飼い主の管理義務」を「歩行
喫煙及びごみの散乱防止」に、「まちをきれいにし、もって区民の生活
環境の向上をめざす」を「快適な公共空間の確保及びまちの美化の推進
を図る」に改める。

第 2 条に次の 4 号を加える。

- (6) 公共の場所 区内の道路、公園、河川、広場その他公共の用
に供する場所（屋外に限る。）をいう。
- (7) 自転車等 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車をいう。
- (8) 歩行喫煙 歩行中（自転車等の運転中を含む。）に喫煙し、
又は火のついたたばこを所持することをいう。
- (9) 受動喫煙 他人のたばこの煙を吸うことをいう。

第 3 条第 1 号中「ごみの散乱防止及び犬の適正な管理等まちの美化に
ついて」を「喫煙による火傷その他の被害及びごみの散乱防止並びに犬
の適正な管理について」に改め、同条第 3 号中「清潔で住み良いまち」
を「快適で清潔なまち」に、「美化活動等の実施」を「環境整備」に改
める。

第 5 条を次のように改める。

(喫煙者の責務)

第 5 条 区民等は、駅出入口周辺及びバス停その他の混雑した場所並びに通学の時間帯における通学路その他の児童及び生徒が多数利用する場所において、自らの喫煙により受動喫煙又は火傷その他の被害を生じさせることのないよう配慮しなければならない。

第 7 条第 2 項中「手続にしたがつて」を「手続にしたがつて」に改め、同条第 6 項を同条第 7 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

6 たばこの製造、販売を行う者は、喫煙による火傷その他の被害を防止するため、区と協力して喫煙者への意識の啓発その他必要な措置を講じなければならない。

第 9 条各号列記以外の部分中「道路、河川、公園その他公共の場所」を「公共の場所」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 区民等は、公共の場所において、歩行喫煙をしてはならない。

第 1 4 条を第 1 5 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(罰則)

第 1 4 条 第 9 条第 1 項の規定に違反して、空き缶等、吸い殻等をみだりに捨てた者又は犬のふん等の適正な処置を怠った者は、2 万円以下の罰金に処する。

2 第 1 0 条第 2 項の規定に違反して、特定区域内において喫煙をした者（区長が指定した場所において喫煙をした者は除く。）は、2 万円以下の過料に処する。

第 1 3 条を削り、第 1 2 条を第 1 3 条とする。

第 1 1 条各号列記以外の部分中「一体となつて」を「一体となつて」に改め、同条を第 1 2 条とする。

第 1 0 条中「この条例の目的を達成するため」を「まちの美化を推進するため」に改め、同条を第 1 1 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(禁煙特定区域の指定等)

第10条 区長は、たばこの吸い殻の散乱及び喫煙による火傷その他の被害を防止するため、特に必要があると認める区域を禁煙特定区域(以下「特定区域」という。)として指定することができる。

2 区民等は、特定区域内において、喫煙をしてはならない。ただし、区長が指定した場所においては、この限りでない。

3 区長は、特定区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 前項の規定は、特定区域の変更及び指定の解除について準用する。

付 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(提案理由)

快適な公共空間を確保するため、歩行喫煙の防止等について定める必要があるので、この条例案を提出いたします。